

# 浜松ホトニクス vs 東京精密特許侵害訴訟の深層分析

## 事案の核心的背景

浜松ホトニクス株式会社と株式会社東京精密の間で繰り広げられた特許侵害訴訟は、日本の知的財産法制において極めて重要な先例を確立した事件である<sup>[1]</sup><sup>[2]</sup>。この訴訟の本質は、浜松ホトニクスが世界で初めて開発した「ステルスダイシング技術」という革新的技術を巡る権利侵害の争いにある<sup>[1]</sup><sup>[3]</sup>。

## ステルスダイシング技術の革新性

ステルスダイシング技術は、従来のブレードダイシングやアブレーションダイシングとは根本的に異なる原理に基づく画期的な技術である<sup>[4]</sup>。この技術は、レーザー光をウェーハ内部に集光し、ウェーハ表面を加工することなく内部に分割層（SD層）を形成した後、外部応力によってウェーハを小片化する「完全ドライプロセス」を実現している<sup>[4]</sup>。

特に重要なのは、この技術が「切削ロスゼロ」「チッピングレス」「高い抗折強度」という特長を有し、MEMSデバイスやメモリデバイスなど精密な半導体製造において不可欠な技術となっていることである<sup>[4]</sup>。裁判所も「根本的に代替り得る代替技術が存在しない」技術として高く評価している<sup>[1]</sup><sup>[2]</sup>。

## 業務提携契約の背景と破綻

2002年9月18日に締結された業務提携準備契約、そして2003年9月18日の本格的な業務提携契約は、浜松ホトニクスがステルスダイシング技術の中核部品である「SDエンジン」を東京精密に供給し、東京精密がこれを組み込んだ「SDダイサー」を製造販売するという相互依存的なビジネスモデルを構築していた<sup>[1]</sup><sup>[5]</sup>。

この契約の特徴は、浜松ホトニクスが関連特許ポートフォリオおよびノウハウの包括ライセンスを東京精密に付与する代わりに、東京精密は必ず浜松ホトニクス製のSDエンジンを購入するという条件付きライセンス契約であったことである<sup>[1]</sup><sup>[2]</sup>。

しかし、2017年9月18日の契約終了後、東京精密は契約に反して自社製SDエンジンの製造を開始し、これを搭載したSDダイサーの製造販売を継続した<sup>[1]</sup><sup>[2]</sup>。この行為が今回の一連の特許侵害訴訟の直接的な原因となった。

## 訴訟の構造と判決の概要

## 3件の訴訟の全体像

浜松ホトニクスは2018年9月に、5つの特許権（特許権1～5）に基づいて3件の特許侵害訴訟を東京地方裁判所に提起した<sup>[1] [3]</sup>：

**本件訴訟1**（平成30年（ワ）第28929号）：特許権1・2による差止請求

**本件訴訟2**（平成30年（ワ）第28930号）：特許権3・4による差止・損害賠償請求

**本件訴訟3**（平成30年（ワ）第28931号）：特許権5による差止・損害賠償請求

これらの訴訟はいずれも浜松ホトニクスが勝訴または一部勝訴しており、特に損害賠償額の認定において従来の判例を大きく上回る高額な賠償が認められた点で注目を集めている<sup>[1] [2]</sup>。

## 損害賠償額の画期的な認定

最も注目すべきは本件訴訟2における損害賠償額の認定である<sup>[1] [2]</sup>。東京地裁は15億697万8762円、知財高裁は8億3191万6753円という巨額の損害賠償を認めた<sup>[1] [6]</sup>。これらの金額は、特に実施料率の認定において従来の判例水準を大幅に超える革新的な判断を示している。

## 特許法102条の適用における革新的判断

### 実施料率30%・15%の衝撃的認定

従来の特許侵害訴訟における実施料率は「せいぜい売上金額の1ないし3%、高くて5%程度」が一般的であった<sup>[2] [7]</sup>。しかし、本件では一審で30%、控訴審で15%という極めて高額な実施料率が認定された<sup>[1] [2]</sup>。

この高額認定の根拠として、裁判所は以下の要因を挙げている<sup>[1] [2]</sup>：

1. **技術の革新性**：ステルスダイシング技術が代替不可能な中核的技術であること
2. **侵害態様の悪質性**：業務提携契約に反する故意的または重過失による侵害
3. **高い利益率**：SDダイサー・SDエンジンの市場における高収益性
4. **特許法102条4項の適用**：いわゆる「プレミアム実施料」の概念

特に重要なのは、改正された特許法102条4項の適用により、「裁判所で争われ、技術的範囲が認定され、無効の抗弁が排斥された結果、特許権侵害が認定された事例において、当事者間で合意される実施料率であるから、ビジネスベースで交渉される実施料率よりも高額となるのは当然である」との理論的根拠が示されたことである<sup>[2] [8]</sup>。

### 特許法102条2項適用の「柔軟説」採用

本件で特に注目すべきは、知財高裁が特許法102条1項・2項の適用について「柔軟説」を採用したことである<sup>[2] [9]</sup>。

**争点の核心**：浜松ホトニクスはSDエンジン（部品）の製造販売、東京精密はSDダイサー（完成品）の製造販売を行っていたため、両社が市場で競合関係にあるかが問題となった<sup>[2] [9]</sup>。

**地裁の厳格説**：部品メーカーと完成品メーカーは競合関係にないとして102条1項・2項の適用を否定<sup>[2] [9]</sup>。

**高裁の柔軟説**：以下の理論構成により適用を肯定<sup>[2]</sup><sup>[10]</sup>：

- ステルスダイサーの国内販売者は東京精密とディスコ社（浜松ホトニクスからSDエンジン供給を受ける）にほぼ限定
- SDエンジンはステルスダイサーの技術的中核であり、商品競争力の源泉
- 「特許権者による部品の販売行為は、当該部品を用いた完成品の生産行為又は譲渡行為を介して、侵害品（完成品）の譲渡行為と間接的に競合する関係にある」

この判断は、部品メーカーである特許権者の損害立証負担を軽減し、適切な損害賠償を受けられる道を開く重要な先例となっている<sup>[2]</sup><sup>[10]</sup>。

## 故意侵害認定の意義と課題

### 日米の制度的相違

本件では一審が「故意侵害」、控訴審が「重過失」と認定したが、この認定の実務的意義について検討が必要である<sup>[1]</sup><sup>[2]</sup>。米国特許法284条のような故意侵害に対する3倍賠償制度が存在しない日本法においては、故意侵害の認定は直接的な損害額増額効果を持たない<sup>[2]</sup><sup>[11]</sup>。

しかし、本件のように特許法102条3項・4項を適用して高額の実施料相当額損害を認める運用は、「実質的に妥当な解決を図る手段」として機能していることが示された<sup>[2]</sup>。

### 差額説の限界と課題

現在の裁判所実務では、損害賠償額について「差額説」に基づく考え方が基本となっているため、特許権者が部品製造販売のみを行っている事案では、推定覆滅により侵害者の手元に一定割合の利益が残る結果となる<sup>[2]</sup>。

この点について、「故意侵害のような場合に、侵害行為による利益の相当部分が侵害者の手元に残るのは、法治主義のもとにおいていかななものか」という根本的な問題提起がなされている<sup>[2]</sup>。

## 訴訟戦術と実務的教訓

### 関連訴訟・無効審判の激化

本件では、浜松ホトニクスの訴訟提起後、東京精密から以下の対抗措置が講じられた<sup>[2]</sup>：

- 2件の特許権侵害訴訟の反訴
- 10件の無効審判とそれに続く審決取消訴訟
- 3件の損害賠償請求訴訟

これらはすべて理由なしとして棄却されたが、特許権者には「多大な時間と費用、労力」が要求されることが明らかになった<sup>[2]</sup>。現在の制度では、「無効審判は、主引例となる公知技術や副引例が異なれば、何件でも、いつまでも提起できる」ため、特許権者の負担は決して軽くない<sup>[2]</sup><sup>[12]</sup>。

## 仮払金制度の活用

本件では興味深い戦術として、東京精密が控訴審係属中に一審判決額の全額を仮払いする措置を講じた<sup>[2]</sup>。これにより、控訴審で時間をかけて争うための「合理的な対抗手段」として機能し、同時に遅延損害金の発生を停止させる効果を得た<sup>[2]</sup>。

## 差止請求の実効性確保の課題

半導体製造装置のような受注生産品では、型式番号の変更により新たな侵害製品の構成調査が困難となる課題が指摘されている<sup>[2]</sup>。査証制度（特許法105条の2以下）の導入後も、海外顧客向けの輸出製品については証拠収集が困難であるため、「差止請求だけでなく損害賠償請求も並行して求めるべき」との実務的教訓が示されている<sup>[2] [13]</sup>。

## 日本の知的財産制度への影響

### プロパテント政策の推進

本件で高額な損害賠償が認められたことは、「日本の裁判所が特許の適切な保護を認め、プロパテントの潮流を感じさせる」ものと評価されている<sup>[2]</sup>。これは、日本の知的財産制度が国際競争力のある技術開発への適切なインセンティブを提供する方向に進化していることを示している。

### 今後の実務への示唆

本件の先例的価値は以下の点に集約される<sup>[2] [14]</sup>：

1. **高額実施料率の認定基準**：革新的技術で侵害態様が悪質な場合の損害算定指針
2. **柔軟説の確立**：部品メーカーと完成品メーカー間の競合関係認定基準
3. **プレミアム実施料の活用**：特許法102条4項の実践的適用方法
4. **包括的訴訟戦略**：差止・損害賠償請求の並行追求の重要性

## 国際的な裁判所選択への影響

本件の判決は、「あの国では、特許権者は訴えを提起しないが、別な国なら訴えを提起するという国際的な裁判所選択の時代」において、日本の司法制度の競争力向上に寄与するものと評価されている<sup>[2]</sup>。

## 結論

浜松ホトニクス vs 東京精密特許侵害訴訟は、日本の知的財産法制史上画期的な意義を持つ判決群である<sup>[1] [2]</sup>。特に、従来水準を大幅に超える実施料率の認定、部品メーカーに対する特許法102条2項適用の柔軟化、プレミアム実施料概念の確立など、多岐にわたる革新的判断が示された<sup>[2] [9]</sup>。

これらの判決は、革新的技術開発への適切な保護とインセンティブ提供という知的財産制度の本来的目的を実現するとともに、国際的な特許制度競争における日本の地位向上に大きく貢献するものと評価される<sup>[2]</sup>。今後の特許侵害訴訟実務において、本件の先例的価値は極めて大きな影響を与え続けると予想される。

1. intellectual\_property\_20240612\_pass.pdf
2. Shi-Dian-1.pdf
3. <https://www.hamamatsu.com/jp/ja/news/announcements/2024/20240612000000.html>
4. <https://www.hamamatsu.com/jp/ja/product/semiconductor-manufacturing-support-systems/stealth-dicing-technology.html>
5. Dong-Jing-Jing-Mi-niDui-suruBang-Song-hotonikusunoTe-Xu-Qin-Hai-Su-Song.docx
6. [https://www.hamamatsu.com/content/dam/hamamatsu-photonics/sites/documents/01\\_HQ/csr/governance/intellectual\\_property\\_20240612\\_pass.pdf](https://www.hamamatsu.com/content/dam/hamamatsu-photonics/sites/documents/01_HQ/csr/governance/intellectual_property_20240612_pass.pdf)
7. <https://www.jp-bengoshi.com/archives/5108>
8. <https://www.juris.hokudai.ac.jp/rilp/wp-content/uploads/2021/10/0cf1257554523bf0fe9dc13995b4b99a.pdf>
9. <https://soei-law.com/law-topics/浜松ホトニクス・ステルスダイシング特許権侵害-2/>
10. <https://innoventier.com/archives/2025/05/18045>
11. <https://www.ondatechno.com/jp/report/patent/patet-report/p5992/>
12. <https://tokkyo-lab.com/co/mukouushinpan>
13. <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/document/2019-03kaisetsu/2019-03kaisetsu-01-02.pdf>
14. <https://innoventier.com/archives/2022/12/14427>